

## 上田市景観 100 選 実施要綱（案）

資料 4

- 1 名称 「信州上田の景観 100 選」
- 2 目的 上田市は、平成 25 年に「上田市景観計画」を発効しました。この景観計画は、美しい自然と、歴史と文化が生きる魅力ある景観を、「守り・育て・生かす」ことによって美しく魅力あふれるまちづくりをし、次代の市民に引き継いでいくことを目的に策定しています。その手段の一つとして、景観 100 選を実施し、景観に関する市民の意識啓発の推進を図るとともに、まもなく合併から 10 年という区切りを迎えるにあたり、それぞれの地域らしさを備えた市民共通の財産である「上田らしい景観」を再発見・再認識することを通じて、上田市への愛着を育むことを目的とします。
- 3 対象 上田市の景観全般で誰でも訪れて見ることができる公共的要素を有するもの。  
（例）上田市景観計画で示されている上田市の景観特性を踏まえた次のような景観
- ・ 山並みや河川、田園風景などの自然景観
  - ・ 市街地や交通施設、都市公園などの都市景観
  - ・ 史跡や文化財、伝統的家並みなど古くからの歴史が感じられる景観
  - ・ 建物や集落などのまちなみの景観
  - ・ 祭礼や行事、花や緑など、人々の暮らし、文化が感じられる景観
  - ・ 高台や開けた場所、山頂や峠からの眺望景観
- 4 応募方法 応募用紙に写真を添付して、持参、郵送または電子メールにより応募
- 5 応募資格 上田市内の在住を問わず、どなたでも可
- 6 募集期間 平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日まで（13 か月間）
- 7 選 定 平成 27 年度の上田市景観審議会において行う。  
専門部会を組織し、あらかじめ第 1 次審査を行って絞り込みを行う。
- 8 選考方法 (1) 平成 26 年 12 月に上田市景観審議会を開催して実施要領及び募集要項について説明し、事業実施の了解をいただく。  
決定いただいたら、作品募集を広報うへだ、HP 等に掲載する。  
(2) 平成 27 年度中に、景観条例第 40 条に基づき景観 100 選選定専門部会を立ち上げて第 1 次選考を行う。  
(3) 平成 28 年 3 月までに景観審議会を開催し、景観 100 選を決定する。

9 公 表 平成 28 年度

10 活用方法 ( 1 ) 平成 28 年度に「信州上田の景観 100 選」の冊子を作成する。

印刷製本に 2 か月程度要する。

( 2 ) ホームページ等により、景観に関する意識啓発及び観光 P R を行う。

( 3 ) 景観 100 選に係るイベント（写真展等）を実施する。

( 4 ) 景観 100 選の写真を使用したカレンダーの作成を検討する。